

中華人民共和國

農村社會養老保險制度整備調查

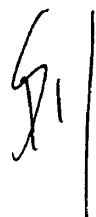
協議議事録

日本国

独立行政法人国際協力機構

中華人民共和國

労働・社会保障部



日本国独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）は、中華人民共和国労働・社会保障部（以下、労働・社会保障部という）の招聘により、藤谷浩至を団長とする「中華人民共和国農村社会養老保険制度整備調査」に係る事前調査団を中国に派遣した。事前調査団は、調査対象地域を現地踏査するとともに、本案件の実施細則等について中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関である労働・社会保障部と友好的かつ真摯に一連の協議を実施した。

日中双方は、上記協議及びその後補足的に実施した協議の結果を踏まえ、本案件を効果的、効率的に実施するため、以下の事項を確認した。

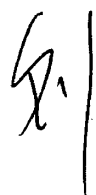
1. 本案件の背景

近年中国政府は、農村社会養老保険制度の普及に懸命に取り組んでいるが、これは、中国農村部においても高齢化が急速に進行する一方で、出稼ぎ労働者の増加、一人あたりの農地の減少等の要因により、従来、土地や家族が担ってきた農村部の伝統的な老後の生活保障機能が減退したため、この保障機能を社会的に担う制度を整備する必要が高まっていること等による。

本案件は、この重大かつ緊急の課題に中国政府が確実に対応できるよう、日中双方が協力して、現在各地で既に実施されている農村社会養老保険制度を県レベルの試行地区及び先進地区において検証して改善点を抽出し、かつ、試行地区及び先進地区において制度の実施体制を整備すること、さらにその結果を踏まえて、全国に普及していくための政策提言を取りまとめることを目的とするものである。

2. 本案件の概要

- (1) 実施細則により合意された協力内容の要約は別紙のとおりである。この要約に示されるとおり、本調査には、①試行地区及び先進地区における制度改善案の策定、②試行地区及び先進地区における農村社会養老保険運営管理体制整備のためのモデル的な活動（人材育成、基金管理システム整備、普及啓発）、③②の活動を踏まえた総括と全国普及のための提言、を含む。
- (2) 本案件において行う農村社会養老保険制度の全国普及のための提言については、目標年次を 2020 年とし、その都市における農村社会養老保険制度の目標普及率（農村社会養老保険制度の普及率＝実際保険加入者人数/保険加入すべき人数）を 60%とする。
- (3) 本案件が所期の目的を達成したとしても、中国政府が掲げる 2020 年の農村社会養老保険制度の目標普及率を達成するためには、中国政府は、(ア) 農村社会養老保険に関する国家や地方財政による補助の検討、(イ) 各地方政府による農村社会養老保険制度の実施状況のモニタリング、指導及び助言、(ウ) 農村社会養老保険業務従事者の育成に関する計画の実施、(エ) 基金管理システムの整備等に継続的に取り組む



必要がある。

- (4) 農村社会養老保険制度の普及率が継続的に拡大することは重要であるが、本案件においては、普及率の拡大のみに着目するのではなく、真に老後の生活に不安を抱える人々に可能な限り広く制度の恩恵が及ぶようにする必要があることに十分留意して活動を実施する。

3. 試行地区の選定理由

中国側は、実施細則 2. に規定する試行地区の選定理由について次の通り説明した。(1) 農村社会養老保険制度整備に関して進んだ地域と遅れた地域、東部・中部・西部のバランス等を総合的に考慮し、異なる発展レベル、異なる経済構造や、民族構成など、中国における一定の代表性を有し、試行地区の経験が普及される可能性が高いこと、(2) これまで関連する業務を堅実に実施し、政策的にも人材的にもある程度の基礎を有し、試行活動の展開が容易であること、(3) 当該地区の地元政府が農村社会養老保険制度を重視していること、(4) 農民の加入を奨励するために地方政府による補助金等各種制度が検討されていたり、実施済みの制度の改善が必要とされていたりすること。

4. 先進地区の位置づけ

中国側は、実施細則 2. に規定するとおり、北京市大興区及び山東省招遠市の 2 地区を「先進地区」として本案件の協力対象に加えることを要望し、その理由について次のとおり説明した。北京市大興区は、区政府による保険金への財政補助を通じた加入促進が図られており、一定の成果を見せているが、業務管理体制のシステム化は進んでおらず改善が必要とされている。また、山東省招遠市は、県と郷鎮を結ぶシステム化には先駆けて取り組んでくるものの、地方政府による財政支援等の制度面での改善の余地がある。本案件において補足的な投入を行ってこれらの改善に取り組むことにより、農村社会養老保険制度の「ショーウィンドー」的なアピール性を有する地区にすることが可能であるし、また、両地区のこれまでの経験を他の試行地区において活用することが可能となる。

日本側は、先進地区に対する投入は試行地区に対する投入に比して限定的なものにならざるを得ないことを明らかにしたうえで、これらの 2 地区を協力対象に加えることを了解した。

5. 本案件における活動の詳細

5-1. 試行地区及び先進地区における制度整備

実施細則 3. (2) ①の農村社会養老制度整備に関する活動では、試行地区及び先進地区において、現金収入の少ない農民の加入促進のための「失地農民」、「出稼ぎ農民」、「計画出産対象農民」、「村組織の幹部」及び「穀物生産農民」等の重点対象ごとに設けられる特別の制度を備え、制度的大枠については全国共通で、細部においては地域の実情にも対応



できるような農村社会養老保険制度を整備することを最終的な目標として制度の改善案をとりまとめる。

また、制度の改善案に基づき、実務担当者向けのマニュアル等を準備することにより、実際の事務の規範化を図る。

なお、重点対象ごとの特別な制度に関し、本案件の協力期間中にどの制度についてどのような順番で取り組むかは、それぞれの地区の実情等に応じて決定するものとする。

5-2. セミナー、ワークショップ等の開催

- (1) 本格調査においては、関連分野の日中の専門家の知見を集約、共有し、また、本件調査の成果を広く普及し、広報するため、セミナーやワークショップを数回実施する。
- (2) セミナーやワークショップは、少なくとも以下のとおり開催する。ただし、指導委員会が必要と判断すれば、以下の計画を変更する。

(ア) ワークショップ

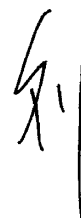
調査の実施方針、中国農村社会養老保険の経験と今後の方針について議論するためのワークショップを北京において開催する。

また、試行地区及び先進地区の農村社会養老保険制度整備、人材育成、普及啓発、基金管理システム開発の計画について議論するためのワークショップを北京又は試行地区において開催する。更に、これら計画の試行運用に係るモニタリング・評価のため、3回のワークショップを北京においてを開催する。

(イ) セミナー

最終報告書提出時に、成果を発表するため、北京において開催する。

- (3) 本案件の成果を中国の最新の政策動向をよりよく反映したものとし、プロジェクトの成果を十分に活用できるようにするため、セミナーやワークショップにおいて、中国側は、可能な限り、農村社会養老保険に関する最新の政策動向について情報提供する。また、プロジェクトの日常的な活動においても同様に中国側は情報提供に努める。
- (4) 各種社会保障制度は、整合的に整備すべきであり、本案件の実施に当たっても、この点に十分留意すべきである。具体的には、医療保険や最低生活保障など、関連する社会保障制度の中国における整備状況や制度の理念を十分把握し、本案件における制度整備や政策提言のとりまとめ等の活動に十分反映させるとともに、本案件の成果を他の関連する社会保障制度の担当部門とも広く共有する必要がある。以上の趣旨を踏まえ、労働・社会保障部は、そのテーマによって適当と判断される場合には、中国の関連する社会保障制度の担当部門にセミナーやワークショップへの出席を呼びかける。



5-3 業務従事者の人材育成

(1) 実施細則 3. (2)②の人材育成に規定する「幹部人材研修」と「実務担当者研修」の概要は次のとおりである。

(ア) 幹部人材研修

試行地区の属する省、地区級市及び試行地区、並びに先進地区において政策策定を担当する幹部に対し、労働・社会保障部の関連政策の最新動向に関する知識の習得や、財政再計算の実際、保険数理の考え方・概要等、政策策定において重要となるテーマについての理解促進等を目的とする研修を実施する。

(イ) 実務担当者研修

試行地区及び先進地区の県及び郷鎮の実務担当者、並びに村民委员会主任又はその代理人を対象に、業務取扱要領等に基づいて確実に業務が行われることを目的とした研修を実施する

(2) 上記研修の規模については、本格調査団が、中国側との意見交換を通じて現場のニーズを確認して検討し、2006年3月の着手報告書提出時に検討結果を明らかにする。

(3) 労働・社会保障部は、上記(1)の2種類の人材育成のための活動に加えて、労働・社会保障部の関係者数名、試行地区の属する省、地区級市及び試行地区、並びに先進地区の農村社会養老保険に関する中堅幹部を対象に、日本の関連分野の現状や経験についての理解を深めること等を目的とする訪日研修を実施することを強く要望した。JICA は、その実現のためには労働・社会保障部から別途訪日研修に関する要請書が科学技術部を通じて日本大使館に提出される必要があることを説明したうえで、JICA としてはその実現に向けて日本側関係機関への働きかけを行う旨述べた。

5-4. 基金管理システム

(1) 実施細則 3. (2)③に規定する基金管理システムの構築は、次のシステムを対象として実施する。本案件終了後、全国に普及可能なシステムとすることを念頭において構築する。

(ア) 業務管理システム

県及び郷鎮における農村社会養老保険制度の実務を合理化すること等を目的とする業務支援システムで、被保険者、裁定者等の情報がデータベース化され、インターネット環境のある県及び郷鎮事務所において端末から個人の保険金納付状況や給付予定額等を確認できる機能を有する。

(イ) 財務管理システム

基金運用を記録したり照会したりすることのできるシステムで、試行地区の基金運用の実施体制に合わせて省、地区級市、県において活用できる。

(2) 本案件における基金管理システムの開発は、既に中国において開発され使用されている基金管理システムの機能や構成を十分参考にして実施する。このため中国側は、



本格調査団が既存の基金管理システムの機能や構成に関する情報を無償で入手することができるよう必要な調整を行う。

5-5. モデル的活動に必要な資機材の調達

- (1) 労働・社会保障部は、本プロジェクトにおける試行地区及び先進地区でのモデル的活動のために必要なコンピューター、車輛、通信設備を含む機材の供与を JICA に要望した。JICA は、コンピューター、車輛についてはその必要性を理解できるが、機材の種類と数量は試行地区及び先進地区における活動内容、機材の維持・管理体制を含む使用環境等を勘案して決定することとし、遅くとも 2006 年 3 月に予定している着手報告書提出時に検討結果を通知することを明らかにした。
- (2) 上記 5-5. (1) の JICA による通知以前に実施する協力活動において供与が必要な機材がある場合には、これらの機材の調達のみ先行して実施する。
- (3) 本案件において JICA が調達する機材は、本格調査終了までは JICA に所有権が属するが、中国側は、実施細則別表 2 のとおり、これらの機材の適切な維持・管理に必要な協力を行う。
- (4) 本格調査終了後、これら調査用機材を中国側に供与するためには、JICA と労働・社会保障部との間で別途手続きが必要である。

5-6. 再委託調査

- (1) 本格調査の調査項目のうち必要と思われる項目については、再委託調査を実施する。再委託先の選定は、JICA の規定に従って、本格調査団が選定する。
- (2) 再委託調査を行う項目は、本格調査団が検討し決定するが、本案件の事前評価調査の結果を踏まえ、JICA と労働・社会保障部が、現時点で、再委託調査が適当との認識で一致した調査項目は次のとおりである。
 - (ア) 試行地区及び先進地区における農村調査
 - (イ) 試行地区及び先進地区における農村社会養老保険制度の検証上必要なデータで、既存のデータが存在しない項目
 - (ウ) 基金管理システムの設計

6. 調査実施に係る便宜

- (1) 労働・社会保障部は、関連する中国の法律、法規に反しない範囲で、本格調査団が本案件の実施上必要とする資料を無償で本格調査団に提供する。労働・社会保障部が提供する資料については、情報の整理・分析のため、日本に搬出することは問題ない。
- (2) ワーキンググループが使用する執務室、机、椅子、電話などについては労働・社会保障部が提供する。



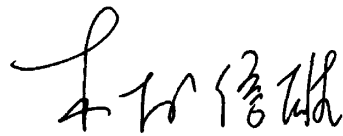
7. 調査報告書

- (1) 調査報告書は日文及び中文により作成する。
- (2) 最終調査報告書は公開する。

この議事録は、下記の2者の署名により確認されるものとする。

2005年11月10日

日本国
独立行政法人国際協力機構
中国事務所長



木村 信雄

中華人民共和国
労働・社会保障部
国際合作司司長



劉 旭

プロジェクトの要約

プロジェクト名：中華人民共和国 農村社会養老保険制度整備調査 プロジェクト期間：2005年11月から約3年間
 対象地域：6 試行地区（安徽省霍邱県、山西省柳林県、山東省牡丹区、四川省通江县、福建省延平区、雲南省南華県）、先進地区（北京市大興区、山東省煙台市招遠市）
 ターゲットグループ：上記8地区の農民（約445万人）

	プロジェクトの要約	外部条件
最終目標	農村社会養老保険が健全に運営され、同保険への加入率が60%に達する（2020年）。	
上位目標	農村社会養老保険が健全に運営され、同保険への加入率が30%に達する（2010年）。	<ul style="list-style-type: none"> 農村社会養老保険制度普及のための取り組みが継続・強化される。 国、地方政府の財政支出が継続・拡大される。
プロジェクト目標	比較的貧困な農民を含め、全国的に普及可能で安定的運営が可能な農村社会養老保険制度が明らかになるとともに、全国的な普及のために取るべき政策が明確になる。	<ul style="list-style-type: none"> 農村社会養老保険制度に対する政策的支持が継続し、上記対象地域及びその他の地域において、農村社会養老保険制度の普及に向けた取り組みが継続して実施される。 中国の中央又は地方政府が農村社会養老保険に關して一定の財政支出を行う。 業務従事者に対する全国レベルの人材育成が計画どおり実施される。 基金管理システムが適切に維持・管理、普及される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 上記の個々の対象地域において、現金収入の少ない農民の加入を促進するための特別な制度を備え、制度の大きな枠組みについては全国共通で、細部においては地域の実情にも対応できるような農村社会養老保険制度が明らかになる。 上記対象地域において業務従事者が育成され、また業務従事者育成に必要な体制が整備される。 上記対象地域において基金管理システムが構築される。 上記対象地域において普及啓発用の資料等が作成され、普及啓発活動が改善される。 農村社会養老保険制度の全国的普及のために中国政府が採るべき政策が明確になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記対象地域の地方政府の農村社会養老保険制度重視の方針が継続される。 策定された制度の改善案や提言が政府の関係部門の理解を得て上記対象地域の正式な通知等に反映される。 業務従事者のトレーナーが継続して関係業務に従事する。

活動	<p>1. 基礎的データを収集し分析する。</p> <p>2. 上記対象地域において農村社会養老保険制度の改善案をとりまとめる。</p> <p>3. 上記対象地域において、業務従事者育成のためのカリキュラム及び教材を開発するとともに、研修を実施する。</p> <p>4. 上記対象地域において基金管理システムを構築する。</p> <p>5. 上記対象地域において農村社会養老保険制度に係る普及啓発用資料を作成し、普及啓発活動を実施する。</p> <p>6. 試行地区におけるプロジェクト活動の成果を踏まえ、全国的な普及のための提言をとりまとめる。</p>	
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国政府が農村社会養老保険制度の整備及び普及を重要政策課題とし続ける。 ・ 中国側が制度整備の前提条件を明らかにする。 	
投入	<p><日本側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本格調査団の契約、現地調査のための旅費等の必要経費 ・ 調査用資機材調達に必要な経費（コンピューター、車両等） ・ 研修用教材、普及啓発用教材の作成等に必要な経費 ・ セミナー、ワークショップ等開催のために必要な経費（労働・社会保障部の職員等の旅費を除く） ・ その他 <p><中国側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働・社会保障部のプロジェクト弁公室へのスタッフの配置 ・ 地方政府のプロジェクト弁公室へのスタッフの配置 ・ 労働・社会保障部の職員等の旅費 ・ 業務従事者の研修参加に必要な経費 ・ その他 	

中华人民共和国

农村社会养老保险制度创新与管理规范调研合作项目

备忘录

中华人民共和国

劳动和社会保障部

日本国

日本国际协力机构

受中华人民共和国劳动和社会保障部（以下称“劳动和社会保障部”）的邀请，日本国日本国际协力机构（以下称“JICA”）派遣了以藤谷浩至为团长的“中国农村社会养老保险制度创新与管理规范调研合作项目”事前调研团。事前调研团在对所选地区进行实地调研的同时，还在友好、真挚的气氛下与本项目的中华人民共和国政府主管部门——劳动和社会保障部就本项目的实施细则等进行了一系列的协商。

为富有成效地实施本项目，中日双方基于上述协商及其后补充实施的协商的结果对以下事项进行了确认。

一、项目背景

近几年来，中国农村地区的老龄化现象急速加剧，而另一方面，随着外出务工人员的增长、人均耕地面积的减少等，传统的由土地和家庭承担老年人生活保障的功能正在逐渐衰退，建立由社会承担这种保障功能的制度需求日渐强烈，因此，中国政府正在积极推广农村地区的社会养老保险制度。

本项目为了帮助中国政府切实地应对这个重大而紧迫的问题，中日双方将在试点县市及先进地区，对目前各地已经实施的农村社会养老保险制度进行验证并找出改善方案，同时完善试点地区及先进地区的制度实施体制，最后，在此基础上总结出有助于该制度在全国推广的政策建议。

二、项目概要

- 1、实施细则双方达成共识的合作内容概要详见附件。如该概要所示，本项目包括以下内容：
 - 1) 制定试点地区及先进地区制度改善方案；
 - 2) 为完善试点地区及先进地区农村社会养老保险运营管理体制开展试点活动（人才培养、完善基金管理系统、宣传教育）；
 - 3) 总结 2) 所示活动，并提出有助于全国范围推广的建议。
- 2、本项目中提出的旨在在全国范围推广农村社会养老保险制度创新与管理规范试点方案的建议，以 2020 年为目标年度，使该年度的农村社会养老保险制度的预期参保率（农村社会参保率=实际参保人数/应参保人数）达 60%。
- 3、本项目的目标即使如期完成，为了实现中国政府提出的 2020 年农村社会养老保险制度的预期参保率，中国政府还有必要继续完成以下工作：
 - 1) 研究国家以及地方财政对农村社会养老保险的补助问题；
 - 2) 对各地方政府农村社会养老保险制度的执行情况进行检查监督、指导及建议；
 - 3) 落实农村社会养老保险从业人员的培训计划；
 - 4) 继续进行完善基金管理系统等工作。
- 4、不断提高农村社会养老保险制度的参保率是十分重要的，但是，本项目不能仅仅着眼于参保率的提高，还必须考虑，应尽可能使担心养老问题的人们广泛受到制度的裨益，在此基础上开展活动。



三、选定试点地区的理由

中方对实施细则二. 规定的试点地区的选定理由作出如下说明。(1)农村社会养老保险制度创新与管理规范有先进地区和落后地区, 综合考虑东部、中部、西部等地区平衡, 选取不同发展水平、不同经济构造及民族构成的具有一定代表性的、其经验普及可能性较大的试点地区;(2)迄今为止坚实地实施了相关工作, 具有一定程度的政策和人才方面的基础, 试点活动开展较为容易;(3)当地政府重视农村社会养老保险工作;(4)为鼓励当地农民加入, 当地政府正在考虑出台各种补贴制度, 或认为已经实施的制度需要改善。

四、先进地区的定位

如实施细则二. 所规定的内容, 中方要求将北京市大兴区和山东省招远市二个地区作为“先进地区”纳入到本项目的对象地区中来, 对其理由作出如下说明。北京市大兴区通过区政府对保险金实施财政补助鼓励农民参保, 取得了一定的成果, 但是业务管理系统依然很落后, 需要改善。另外, 山东省招远市的系统在县和乡镇之间实现了联网, 但是在地方政府财政支援的制度方面还有改善的余地。通过在本项目中实施补充投入, 进行改善方面的工作, 可以使二地区成为农村社会养老保险制度的具有宣传性的“示范地区”, 另外, 也可以将两地区的迄今为止的经验在其他试点地区进行推广。

日方明确说明先进地区的投入要比试点地区的投入少, 在此基础上, 日方同意将二地区纳入到本项目对象地区。

五、本项目活动的详细内容

1、试点地区及先进地区的制度完善及管理规范

(1) 关于实施细则三. 2. (1)中农村社会养老保险制度完善及管理规范方面的活动, 以如下所述内容为最终目标进行制度完善方案的整理: 在试点地区和先进地区完善为促进现金收入机会较少的农民参保的, 以“失地农民”、“外出务工者”、“计划生育对象农民”、“村干部”、“务农农民”等重点群体为对象的具体制度, 完善在农村社会养老保险制度大框架方面全国统一, 细节内容可根据地方实际情况作出微调的农村社会养老保险制度。

另外, 根据制度的完善方案, 制作经办人员使用的工作实施要领手册, 加强农村社会养老保险业务实际操作方面的规范化管理。

在本项目的实施期间, 针对对各重点对象的制度以何种顺序进行相关活动, 将按照各地的实际情况决定。

2、召开专题研讨会、研讨会等

(1) 正式调研专家团为了汇聚并共享相关领域中日专家的知识与经验, 广泛普及并宣传本项目的成果, 将召开数次专题研讨会及研讨会。

(2) 项目至少按照如下计划召开专题研讨会及研讨会, 但项目指导和协调委员会认为必要时, 可修改以下计划。



1) 专题研讨会

针对项目的实施方针、中国农村社会养老保险的经验及今后的方针进行讨论时在北京召开专题研讨会。

另外，针对试点地区及先进地区的农村社会养老保险制度创新及管理规范、人才培养、宣传教育、基金管理系统开发计划进行讨论时在北京或试点省市召开专题研讨会。对上述计划进行监测和评价时，共在北京召开三次研讨会。

2) 研讨会

在提交最终报告书时，针对成果进行发表，在北京召开研讨会。

- (3) 为了使本项目的成果更好地反映中国最新的政策动向，并使项目成果充分发挥其作用，在召开专题研讨会及研讨会时，中方应尽可能提供有关农村社会养老保险的最新政策动向方面的信息。另外，在项目的日常活动中中方也应尽量提供相关信息。
- (4) 各种社会保障制度均需要统一进行完善，所以在本项目实施期间也必须注意到这一点。具体包括：充分了解医疗保险、最低生活保障等相关社会保障制度在中国的完善情况及制度的理念，并将其充分反映在本项目的制度设计、政策建议总结等活动中，同时有必要促进其他相关社会保障制度的责任部门共享本项目的研究成果。基于以上宗旨，劳动和社会保障部可按照不同主题，邀请中国相关的社会保障制度责任部门参加专题研讨会与研讨会。

3、工作人员的人才培训

(1) 实施细则三. 2. (2)中人才培养中规定的“干部人才培养”及“经办人员培训”的概要如下所述。

1) 干部人才培养

以试点地区所属省、地级市及试点地区、先进地区的决策负责人为对象，为了促进其对劳动和社会保障部相关政策的最新动向进行相关知识的把握、对财政精算的实际情况、保险数理方面的思路与概要进行理解，实施培训。

2) 经办人员培训

以试点地区及先进地区的县及乡镇的经办人员、村委会主任或其代办人员为对象，对按照工作实施要领手册等规范农村社会养老保险业务操作方面进行培训。

(2) 关于上述培训的规模，正式调研专家团将与中方进行意见交换及商议，并将于 2006 年 3 月提交进展状况报告书时通知研究结果。

(3) 除上述 (1) 两种人才培养活动之外，劳动和社会保障部要求派遣数名劳动和社会保障部的相关人员、试点地区所属省、地级市以及试点地区、先进地区的农村社会养老保险骨干干部赴日进修，以加深其对日本相关领域的现状及经验的理解。JICA 作出如下说明，即该进修的实施需要劳动和社会保障部通过科学技术部向日本大使馆另外提交赴日进



修的申请书，并表示将向日方有关机构建议以推动赴日进修的实现。

4、基金管理系统

(1) 实施细则三. 2. (3)规定的开发基金管理系统以下述系统为对象。本项目结束后，开发可以在全国推广的系统。

1) 业务管理系统

此系统为使县及乡镇农村社会养老保险制度业务提高效率的业务支援系统，参保者、审批者等信息被存储为数据库，具有在联网的县及乡镇事务所的电脑处查询个人的保险金缴纳及预计缴纳金额信息的功能。

2) 财务管理系统

此系统可以记录基金运营情况并可以查询相关记录，在符合各试点地区基金运营实施体制的前提下，在地级市、县级运作。

(2) 本项目充分参考中方过去开发的、目前正在使用的基金管理系统的功能和构成，进行基金管理系统的开发。为此，中方进行必要的调整，向正式调研专家团无偿提供目前正在使用的基金管理系统的功能和构成方面的信息。

5、试点活动必需的器材的采购

(1) 劳动和社会保障部向 JICA 提出要求，希望提供包括计算机、车辆、通信设施在内的本项目试点地区及先进地区试点活动所必需的器材。JICA 能够理解计算机及车辆的必要性，但是所需器材的种类与数量将在考虑包括试点地区及先进地区的活动内容、器材维护管理制度在内的使用环境等基础上决定，并最迟于计划提交进展报告书的 2006 年 3 月通知研究结果。

(2) 如果在上述五. 5. (1) 所述的 JICA 进行通知之前在实施合作活动中出现需要提供器材的情况，则先行进行这些器材的采购工作。

(3) 正式调研所需的器材虽然在正式调研结束之前所有权归属于 JICA，但中方应如实施细则附表 2 所示，进行必要的配合，以合理维护管理这些器材。

(4) 正式调研结束后，为向中方提供这些调研用器材，JICA 与劳动和社会保障部之间需要另行办理手续。

6、再委托调研

(1) 针对正式调研中认为有必要的内容实施再委托调研，中方与日方共同制定再委托调研计划，并向日方提供有可能接受再委托调研单位的信息。承担再委托调研单位的选定，由正式调研专家团根据 JICA 规定选定。

(2) 进行再委托调研的内容，由正式调研专家团研究决定。但是现阶段，根据本项目事前评估调研的结果，JICA 与劳动和社会保障部共同认为适宜开展再委托调研的调研内容如下。

1) 试点地区及先进地区的农村调研



2) 验证试点地区及先进地区农村社会养老保险制度创新与管理规范试点方案所需的数据、且没有历史数据的内容

3) 基金管理系统的的设计

六、为实施调研提供方便

(1) 劳动和社会保障部在不违反相关中国法律法规的范围内，无偿向正式调研专家团提供本项目实施所需的资料。劳动和社会保障部提供的上述资料用于信息收集及整理，可以由中国带到日本。

(2) 劳动和社会保障部提供项目工作组使用的办公室、桌椅、电话等。

七、调研报告书

(1) 制作中文与日文调研报告书。

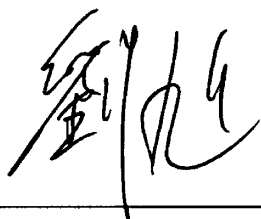
(2) 公开最终调研报告书。

该备忘录由以下二位签字后得以确认。

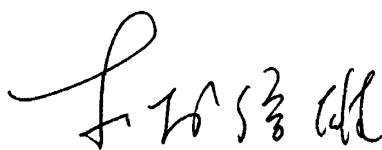
2005年11月10日

中华人民共和国
劳动和社会保障部
国际合作司司长

日本国
日本国际协力机构
中国事务所所长



刘旭



木村 信雄

项目概要

项目名称：中华人民共和国 农村社会养老保险制度创新与管理规范化研究
 项目地区：六试点地区（安徽省霍邱县、山西省柳林县、山东省牡丹区、四川省通江县、福建省延平区、云南省南华县）、先进地区（北京市大兴区、山东省烟台市招远市）。
 项目期间：2005年11月起约3年
 受益群体：上述8个地区的农民（约445万人）

	项目概要	外部条件
最终目标	农村社会养老保险制度健全运作，预期参保率达到60%（2020年）。	
总体目标	农村社会养老保险制度健全运作，预期参保率达到30%（2010年）。	<ul style="list-style-type: none"> 继续并强化推广农村社会养老保险制度方面的政策。 继续并扩大中央、地方政府的财政支出。
项目目标	明确包括比较贫困的农村人口在内的，可以在全国推广并能稳定运作的农村社会养老保险制度，明确农村社会养老保险制度在全国推广时应采取的政策。	<ul style="list-style-type: none"> 继续对农村社会养老保险制度进行政策支持，在上述试点地区及其他地区继续推进农村社会养老保险制度的推广工作。 中国的中央或者地方政府对农村社会养老保险实行一定的财政支出。 在全国范围内按计划实施农村社会养老保险制度工作人员的人材培养。 对基金管理系统进行适当的维护、管理及推广。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 在上述项目地区明确包括比较贫困的农村人口在内的，可以进行广泛推广的、在全国共通制度框架基础之上符合各试点地区实际情况的农村社会养老保险制度。 在上述项目地区实施从事农村社会养老保险制度创新与管理规范工作人员的人材培养，完善培养工作人员人材的体制。 在上述项目地区开发养老保险基金管理系统。 	<ul style="list-style-type: none"> 上述项目对象地区地方政府继续实施重视农村社会养老保险的方针。 制定的制度以及提出的建议在得到政府相关部门的理解基础之上，反映到上述项目对象地区的正式通知等文件中。




	<p>4. 在上述项目地区制作宣传教育用的资料，改善宣传教育活动。</p> <p>5. 明确农村社会养老保险在全国推广时中国政府应采取的政策。</p> <p>1. 收集并分析基本数据。</p> <p>2. 在上述项目地区整理农村社会养老保险制度的改善方案</p> <p>3. 在上述项目地区开发工作人员培训的课程及教材，实施培训。</p> <p>4. 在上述项目地区开发基金管理系统。</p> <p>5. 在上述项目地区制作农村社会养老保险制度宣传教育所用的资料，实施宣传教育活动。</p> <p>6. 在试点地区项目活动项目成果基础上，总结有助于全国范围推广的建议。</p>	<p>· 负责培训工作人员的培训教师继续从事相关工作。</p>
<p>活动</p>	<ul style="list-style-type: none"> · 中国政府将农村社会养老保险制度创新及管理规范及其推广继续作为重要的政策课题。 · 中方明确制度创新及管理规范的前提条件。 	
<p>前提条件</p>	<p><日方></p> <ul style="list-style-type: none"> · 正式调研专家团的合同签署，实地考察所需差旅费等必要的经费 · 调研所用的器材购买时所需经费（电脑、车辆等） · 制作培训所需教材及宣传教育所需教材时必要的经费 · 召开专题研讨会、研讨会时所需经费（不包含劳动和社会保障部出席人员的差旅费） · 其他 <p><中方></p> <ul style="list-style-type: none"> · 劳动和社会保障部项目办公室工作人员的配备 · 地方政府项目办公室工作人员的配备 · 劳动和社会保障部职员差旅费 · 工作人员参加培训所需经费 · 其他 	
<p>投入</p>		

文書

民政部文書

民弁発[1992]2号

『県級農村社会養老保険基本案(試行)』の印刷・配布に関する通知

各省・自治区・直轄市民政庁(局)、各計画単列市民政局：

国務院『企業職員の養老保険制度改革に関する決定』(国発[1991]33号)による「農村(郷鎮企業を含む)の養老保険制度改革については、民政部がその責任を負うこととする。具体的な規則は別途制定する」という決定に基づき、民政部は『県級農村社会養老保険基本案(試行)』を制定した。案の初稿については、複数回にわたって意見を求めるとともに、数十のモデル県(市)で試行された。実践によって、『案』は比較的農村の実状に合致しており、実行可能なものであることが明らかになった。ここに、『県級農村社会養老保険基本案(試行)』を印刷・配布する。各地においては、共産党委員会および地方政府に報告するとともに、業務の中で、実状と結び付け、これを真摯に執行するよう希望するものである。執行中、経験を総括し、これを絶えずに整備する。

民政部

1992年1月3日

キーワード：県級 養老保険 案 通知

転送先：国務院弁公庁、国務院研究室、国務院法制局、労働部、財政部、農業部、
国家計画委員会、国家体制改革委員会、国家計画生育(=計画出産)委員会

各省・自治区・直轄市人民政府、各計画単列市人民政府、各試行県(市、
区、旗)人民政府

民政部弁公庁

1992年1月8日印刷・配布

県級農村社会養老保険基本案（試行）

一、指導方針と基本原則

農村社会養老保険は国が高齢農民の基本生活を保障するための制度であり、政府の重要な社会的政策でもある。農村社会養老保険制度の構築にあたり、我が国の農村の実状に立脚し、高齢者の基本生活の保障を目指す必要がある。資金調達には個人による納付を主とし、集団による補助を副次的なものとし、国が政策的支援を施す。自助努力を主とし、共済を副次的なものとする。社会養老保険と家庭による保障を相互に結び付ける。農村において農業、労働、商業などに携わる各種人員の社会養老保険制度の一体化という方向性を堅持する。点から面へと、徐々に発展させていく。

二、保険対象者および保険料の納付年齢、保険金の給付年齢

1、保険対象者：非都市戸籍、国から商品食糧の供給を受けない農村人口。通常、村を単位として確認(村経営企業の従業員、私営企業、個人経営者、出稼ぎ労働者などが含まれる)、保険への加入を手配する。郷鎮企業の職員、民間学校の教師、郷鎮が招聘した幹部、従業員など、郷鎮或いは企業を単位として確認、保険への加入を手配する。少数の郷鎮は経済或いは地理的原因によって、郷鎮企業の従業員の養老保険を先に手配してもよい。外からの出稼ぎ労働者については、原則として、当該人の戸籍所在地で養老保険に加入するものとする。

2、保険料の納付年齢は性別、職業による区別はなく、20歳から60歳までとする。養老保険金の給付を受ける年齢は通常、60歳以降である。

三、保険資金の調達

資金調達は個人による納付を主とし、集団による補助を副次的なものとし、国が政策的支援を与えるという原則を守る。個人による納付は一定の比率を占めていなければならない。集団による補助は主に、郷鎮企業の利益と集団における蓄積から支払う。国による政策的支援は主に、郷鎮企業が支給する集団補助金を税引き前の支出項目に組み込むことを認めるという点に具現化されている。

1、個人による納付を主とするという原則を踏まえて、集団はその経済状況に応じて適切な補助を図ることができる(国による税移譲部分を含む)。具体的な方法は、県或いは郷(鎮)、村、企業が制定してもよい。

2、個人による納付費用と集団による補助(国への上納金の一部を含む)は、それぞれ個人口座につける。

3、同一の保険加入組織において、保険加入対象者は平等に集団の補助を受ける。計画出産に関する政策に基づき、一人っ子向けの補助を実施していない地域で、一人っ子の両親が養老保険に参加する場合、集団による補助はその他の対象者より高くしてもよい。具体的な方法は地方政府が制定する。

4、郷鎮企業の従業員の個人による納付費用、企業の補助はそれぞれ個人口座につけ、従業員個人口座を開設すること。企業による補助の比率は、地方或いは企業の状況に基づいて決定することができる。企業による従業員およびその他の人員に対する集団補助金は、給与総額の一定比率に基づいて、税引き前の支出項目に組み込まなければならない。具体的な方法は地方政府が制定する。

四、納付基準、給付および変動

1、毎月の納付基準を多元的に、2、4、6、8、10、12、14、16、18、20 元の 10 段階とし、それぞれ異なる地域、郷鎮、村、企業、保険加入者の選択に供する。各業種における就業者の納付ランクに区別が存在しても構わない。納付基準範囲の選択および月毎の納付か、或いは年毎の納付かなどについては、いずれも県(市)政府が決定する。

2、養老保険料は追納および前納してもよい。個人が保険料を追納或いは前納する場合、集団は状況に鑑みて、補助を支給するか否かを決定することができる。追納後、納付年数は 40 年を超えてはならない。前納は通常、3 年を超えてはならない。

3、個人または集団は収入のアップ或いはダウンに基づき、社会養老保険管理部門の認可を経て、規定に従い、納付ランクを調整することができる。

4、各種自然災害或いはその他の原因に遭遇し、個人或いは集団が養老保険料を納付することができない場合、社会養老保険管理部門の認可を経て、規定の期間内で、納付を一時停止することができる。納付再開後、納付停止期間の保険料について、条件を備えている場合は自らの意志で全額追納してもよい。保険料の納付を停止していた服役者が、刑期満了後に原籍に復帰した場合、元の保険関係を回復し、保険に引き続き加入することができる。

5、保険加入者が納付期間に死亡した場合、個人が納付したすべての元利は、当該人の法定相続人或いは指定受益者に返還される。

6、養老金の給付は 60 歳以降とし、給付基準、年限に基づいて、給付基準を確定する(具体的な基準については、別途下達する)。納付基準を調整した、或いは納付を中断した者の養老金の給付基準については、納付終了時に、各ランク、各時期に蓄積された保険金額を合算し、改めて計算する。

保険加入者の養老金給付を受ける保証期間は 10 年とする。養老金の給付を受ける期間が 10 年に満たずに死亡した場合、保証期間内の養老金残高は相続することができる。相続人または指定受益者がいない場合、農村社会養老保険管理機構の関係規定に基づいて、葬儀費用を支給する。

養老金の給付期間が 10 年を超える長寿の高齢者について、当該人は死亡するまで養老金の給付を受けることができる。

7、保険加入対象者が地元の県(市)から外地に移転する場合であって、移転先で農村社会養老保険制度が既に確立されている場合、当該人は保険関係(資金を含む)を移転先の農村社会養老保険管理機構に移さなければならない。移転先で養老保険制度が確立されていない場合、当該人の納付した保険料の元利すべてを本人に返還してもよい。

8、保険加入者が就職、幹部への抜擢、進学などによって、「農転非(農村戸籍から都市戸籍に切り替えること)」する場合、保険関係(資金を含む)を新たな保険システムに移す、或いは個人の納付した保険料の元利すべてを本人に返還することができる。

五、基金の管理と運用

基金は県を単位として統一管理を行う。運用は主に国が発行する高利率の債券の購入或いは銀行への預け入れによって図られ、直接投資に充てることはない。基金の使用については、当面の利益と長期的な利益、国の利益と地方の利益を併せて考慮し、これと同時に監督保障メカニズムを確立しなければならない。

1、県(市)の農村社会養老保険機構は、指定の銀行で農村社会養老保険基金専用口座を開設し、専用口座で専門に管理し、専用の資金を特定の目的のみに用いる。民政部門およびその他の部門はいずれも資金を流用してはならない。

- 2、各郷鎮が納付する養老保険基金は銀行の専用口座に直接納める。
- 3、養老保険基金は現金支給部分のほかは、原則として速やかに国債に転換しなければならない。国は償還の形で養老金を返却、銀行を通じて、納付、給付が行われる。
- 4、養老保険基金は公共建設に充てられ、原則として、地方が直接投資に用いることはなく、銀行への預け入れを行い、地方は銀行からの融資を通じて、その資金を建設に用いる。具体的な方法は別途規定する。
- 5、農村社会養老保険基金、規定に基づいて引き出す管理サービス費、個人が受け取る養老金についてはいずれも税金、費用を徴収しない。

六、立法、機構、管理、経費

1、『基本案』に基づき、県(市)政府が『農村社会養老保険暫定管理弁法(=規則)』を制定する。実践を通じて、補足、整備を行った後、政府が決定或いは命令を発し、法に従って、農村社会養老保険制度を確立する。

2、県級以上の人民政府は農村社会養老保険基金管理委員会を設立し、養老保険基金管理に対する指導および監督を実施しなければならない。委員会は政府の主管指導者が主任のポストに就くこととし、そのメンバーは民政、財政、税務、計画、郷鎮企業、監査、銀行などの部門の責任者および保険加入者の代表とする。郷(鎮)、村の2つのクラスの自発的な社会保障委員会は関連事業に協力するとともに、監督機能を発揮する。

3、県(市)は農村社会養老保険事業管理处(民政局に所属)を設立、同機構は非営利的な事業機構として、農村社会養老保険に関する具体的な業務を取り扱い、養老保険基金の管理を行う。

4、郷鎮は代行センターを設立する、或いは代行スタッフを招聘して、保険料の徴収、保険金の給付、登録、帳簿作成およびその他日常業務を行う。

5、村は会計、経理業務を代行し、保険料の徴収、養老金の給付などの業務を担当する。

6、農村社会養老保険については、各人の口座を立て、記帳し、書類を保存、村(企業)、郷、県の3クラスの管理を実行する。保険料は期日通りに納付し、規定に従って、銀行の専用口座に納めなければならない。期日を過ぎた場合、滞納金の支払いを科すことができる。保険加入者に発行する保険料の領収書は、年金の給付年齢に達した後、給付証書に換えられる。条件が熟すのに伴い、個人の社会保障コードを確立、コンピューター管理を行い、効率を高める。

7、県(市)が設立する事業的性質を持つ農村社会養老保険機構について、地方財政から開業費を一括拠出してもよい。過渡期を経て、徐々にすべての費用を管理サービス費から賄うようにする。管理サービス費は国の規定に従って引き出し、各レベルに使用する。

七、関係を整理し、現行の一部養老保険規則との関連付けを穏当に行う

農民社会養老保険は国が農村で確立する基本養老保障制度であり、基準は比較的安く、それがカバーする範囲は広い。このほか、郷村(郷鎮企業を含む)はその経済力に基づき、各種形式の養老保障を補うシステムを取り入れ、個人の老後の蓄えの充実を奨励することができる。それと同時に、農村に既に備わっている各種基層社会保障形式の機能を十分に発揮させ、より一層充実した、中国の特色を備えた農村社会保障体系を形成していかなければならない。

1、保険会社による各種保険は暫時現状を維持することができるが、更なる拡大によって、農村社会養老保険制度の確立に支障を来たしてはならない。

2、現在までに養老保険を取り入れている一部の部門、および郷(鎮)、村或いは郷鎮企業の退職に関する方法などについては、慎重に取り扱う必要がある。集団経済を基礎とする賦課方式の養老保険およびその他の形式のうち一部は社会養老保険を補足するものとして存続させることができ、また一部は事業の展開を待って、徐々に調整を図っていく必要がある。

3、戦没者の家族・軍人家族・傷痍軍人など特別待遇の対象者や救済対象者、五保戸(生活保護世帯)、貧困家庭について、現行の保障政策に変更はない。

国务院弁公庁文書

国弁発[1995]51号

国务院弁公庁による、民政部の農村社会養老保険事業の更なる整備に関する意見の転送 についての通知

各省・自治区・直轄市人民政府、国务院各部・委員会、各直属機構

民政部の『農村社会養老保険事業の更なる整備に関する意見』は既に国务院の同意を経た。ここに転送する。現地の実状と結び付け、真摯にこれを執行されたい。

近年来、農村経済改革の絶え間ない深まりに伴い、我が国の農村社会養老保険事業は一定の発展を得るに至った。実践によって、農村部住民の衣食問題は既に基本的に解決されており、末端組織が比較的健全な地域で農村社会養老保険制度を徐々に確立していくことは、健全な農村社会保障システムを確立していく上で重要な措置であり、農村改革の深化、農民利益の保障、農民の後顧の憂いの解消、および計画出産という基本国策の徹底、農村経済の発展と社会の安定にいずれも深い意義を持つということが証明されている。各級政府は指導を確実に強化し、農村社会養老保険基金の管理と監督を重視し、同事業を積極的かつ穏当に推進していかなければならない。

中華人民共和国国务院弁公庁

1995年10月19日

民政部の農村社会養老保険事業の更なる整備に関する意見

国務院：

社会主義市場経済体制が徐々に形成されていくのに伴い、農村における相応の社会養老保険システムの構築が既に喫緊の要事となっている。1991年1月、国務院は、民政部に農村社会養老保険制度の構築における試行の展開を担当させることを決定した。民政部は突っ込んだ調査・研究と経験の総括を踏まえて、『農村社会養老保険基本案』を制定するとともに、山東省における比較的大規模な試行事業の実施を手配し、条件を備えた地域において、試行を基礎として、徐々に普及が図られている。現在までに、既に30の省、自治区、直轄市の1,400余りの県(市、区、旗)で関連事業が展開されており、26の省、自治区、直轄市の人民政府が農村社会養老保険の展開に関する文書を下達、農村社会養老保険の地方性法規が制定されている地域もある。全国で既に5,000万人近い農村人口が保険に加入しており、保険基金は累計で32億元に上り、一定の規模に達している。山東、江蘇、上海、浙江、湖南、福建、江西などの省・直轄市において蓄積された基金はいずれも1億元を超えている。山東省では1,600万余りの農村人口が保険に加入しており、蓄積された保険基金は13億元、うち煙台市では13県(市、区)の197の郷鎮すべてで農村社会養老保険が展開されており、市全体の蓄積された基金は4億元近くに上る。上海市では85万人の農村人口が保険に加入、保険の加入対象者の65%を占めており、蓄積された基金は2億3,000万元に達する。これらの地域では既に省、市、県、郷、村を貫く管理体系が形成されており、基本的な取扱プロセスについても規範化が図られており、管理制度の構築、健全化も徐々に進んでおり、保険基金も規定の条件に従って運用されるなど、正常運営の軌道に乗り始めている。

数年来、各地は民政部が制定した『農村社会養老保険基本案』に基づき、現地の実状を結び付け、積極的に事業を展開し、多くの良好な経験を蓄積してきた。社会養老保険に加入した人々は、個人の経済的負担能力に応じた納付額の決定、集団による経済状況を考慮した上での適切な補助、国の優遇政策による支援などの方法は非常に好ましいもので、高齢者の生活は保障され、また待遇が支出に比較的に見合っていると感じている。事業を既に展開している地方政府と郷村の幹部は、制度の確立による経済および社会効果は顕著であり、多くの農民の家庭環境が改善され、末端組織の業務も以前に比べてスムーズに進むようになったとしている。数年来の実践によって、我が国の農村経済の発展に伴い、人々の生活における衣食問題が解決されている地域や、農村の末端組織が比較的に健全な地域において、政府による指導・手配と大衆の自由意志を相互に結び付けた方法を採用し、規準に合った農村社会養老保険制度の確立が可能であることが実践によって明らかになっている。

農村社会養老保険制度は新しい事柄であり、目下の発展情勢は好ましいものであるが、いくつかの問題も存在している。主な問題は、思想・認識の不統一という点であり、一部の経済条件が比較的に良い地域における推進の困難度が経済条件が比較的に劣る地域に比べて、より大きくなっている。一部の地方では関係法規が制定されておらず、管理面においても規範に欠ける。また、保険基金の流用といった問題も少数ながら見受けられる。思想・認識の統一を図り、保険基金の管理を強化し、混乱を回避し、農村社会養老保険事業の積極的で、穏当かつ健全な発展を推進するために、ここに以下のとおり意見を提出する。

一、認識の統一、指導の強化

農村社会養老保険制度の確立は我が国農村の改革、発展、安定を推進するための重要な

政策であり、農民の利益を保障し、農民の後顧の憂いを除くための重要な措置である。各級政府と民政部門は我が国農村の経済と社会の発展という大局から出発し、農村社会養老保険制度の段階的な確立が農村改革の深化、都市と農村の格差の縮小、農民の權益の保護、党と大衆の關係の改善、計画出産という基本国策の徹底、農業経済発展の促進、社会の安定に及ぼす重要な意義を十分に認識する必要がある。同事業に対する指導の更なる強化と改善においては、農村社会養老保険の展開を農村改革の深化における重要な関連措置とし、議事日程に組み込み、具体的な配置手段を講じて、実施に向けた組織作りを真摯に行うべきである。各関係部門は民政部門による事業展開に積極的に協力するとともに、これを支持し、確実な措置を講じて、事業に存在する困難と問題の解決に努め、農村社会養老保険に関する優遇政策を真の意味で徹底しなければならない。各級民政部門は国务院による各部門の社会的分業に関する規定に従い、部門の役割を十分に発揮させ、積極的かつ自発的に業務に当たるべきである。

二、実際からの出発、類型に応じた指導

今後の一定の時期において、条件を備えた地域で農村社会養老保険の発展を積極的に図っていく必要がある。経済が比較的発達している地域では農民の社会養老保険への加入を積極的に導き、地方法規の制定、各種管理の整備を図り、農村社会養老保険制度の初歩的な確立を実現する。中レベルの経済水準の地域については、既存事業を踏まえて、積極的かつ穏当な推進を図り、農村社会養老保険制度を徐々に確立していく。経済が立ち遅れている地域では、比較的良好な条件を備えた県(市、区)および郷(鎮)を試行地域として選び、徐々に経験を積んでいく。現在および今後の一時期、各級政府と民政部門は一方で発展に力を入れ、もう一方で管理に力を入れるという姿勢を堅持し、実際から出発し、重点を確実に把握、類型に応じた指導を行うべきである。

三、規準に合った取扱の普及、管理体系の段階的な整備

各種管理業務の強化、改善は、農村社会養老保険事業の強化と発展を目指す上での重要な措置である。各級民政部門は管理強化を重要な位置に据え、実践の中で管理規則を絶えず整備し、規準に合った取扱の推進と普及、コンピュータによる個人口座管理システムの段階的な普及、運用を図り、管理の質とサービスのレベルを高めるべきである。関連先との連携、協力を自発的に強化し、健全な各級農村社会保険管理機構を確立し、管理サービス体系を整備する。職員研修を確実に手配し、専門知識がある幹部の素養向上に努め、農村社会養老保険の管理を新たなレベルに引き上げなければならない。

四、基金の管理および監督の確実な強化

農村社会養老保険に蓄積されている金額は大きく、周期も長いことから、各級政府は基金の管理と監督を確実に強化し、財政・経済をめぐる紀律および基金運用の厳格化を図り、健全な各種会計制度を確立し、基金の安全、ノーリスクを保証すると共に、規準に合った運用によって価値増大に努めなければならない。現段階では、養老保険基金は主に国債購入と銀行への預け入れによって価値の増大を図っており、如何なる部門もそれを流用或いは直接投資に充てることはできない。基金の着服、流用或いは汚職などによって基金に深刻な損害をもたらした場合、党や行政の紀律に基づいて、厳格に処分し、刑法に触れる場合は司法機関に引き渡す。現地政府の指導の下、関連先によって結成された基金監督委員会が徐々に設立されている。財政、金融、税制の体制改革と結び付け、農村社会養老保険基金管理の政策研究を強化し、社会主義市場経済体制に適した基金の運用益を拡大する運

用体制及び基金管理・監督体系を徐々に確立していかなければならない。農村社会養老保険のその他の面における管理については、突っ込んだ調査・研究、経験の真摯な総括を踏まえて、相応の政策措置を制定する必要がある。

五、広報・教育の強化、業務方法の改善

広報業務の強化は農村社会養老保険を確実に展開していく上での重要な部分である。この業務については、展開を開始してから日が浅いことから、農民の保険意識は弱く、末端組織の幹部および大衆には一定の認識過程が必要である。広報媒体を通じて、社会の各界に対し、農村社会養老保険の意義と同事業の基本的なやり方を説き、農民の農村社会養老保険に対する認識と理解を高め、自らを保障する意識を強めなければならない。農村および農家に深く分け入り、細やかな思想面での指導活動を行い、農村社会養老保険の政策に関する説明を行い、そのメリットを説き、自由意志の原則を堅持すべきであり、強制、命令すべきではない。政策指導、農民と企業職員の民主的な討論などの方法を通じて、人々の思想面での様々な疑いを取り除き、各方面の積極性を引き出し、人々の養老保険への加入を促さなければならない。

上述の意見に不適切な点がなければ、執行の徹底を図るために、各地への転送を提案する。

民政部

1995年6月20日

キーワード：民政 農村 保険 通知

回送先：共産党中央各部門、中央軍事委員会弁公庁、中国人民解放軍各総部、中国人民解放軍各軍兵種。

人民代表大会常務委員会弁公庁、全国政治協商会議弁公庁、最高人民法院、最高人民検察院。各民主党派中央委員会。

国務院弁公庁秘書局

1995年10月23日印刷・配布